

事業再構築補助金ガイドンス ～概要と対策～



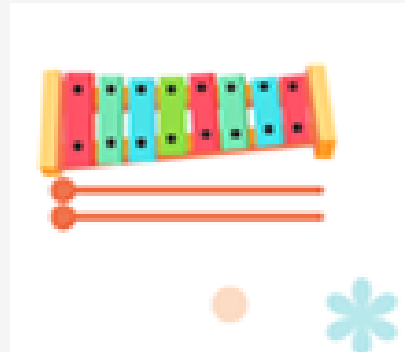
事業の目的

中小企業等の売上回復等のため
ウィズコロナ・ポストコロナ時代に対応する
新分野展開、業態転換、事業・業種転換、
事業再編等の思い切った事業再構築挑戦を支援



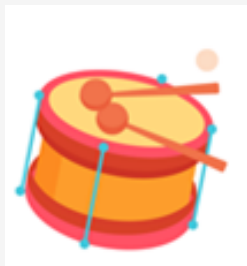
⇒ **2021年度事業予算1兆1400億円**(ものづくり補助金等
の10倍規模 **1中小企業max最大8000万円**)

- ① 本事業公募開始日において**日本国内に本社を有する中小企業者等（個人及び法人）及び中堅企業等**
- ② コロナ以前（2020年3月31日以前）から創業を計画等しており、**2020年4月1日から2020年12月31日までに創業**した場合は、特例的に支援の対象となります。



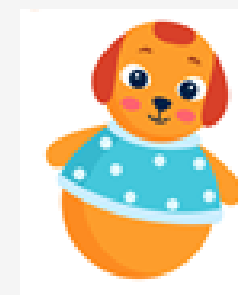
【中小企業者】とは

業種	資本金・常勤従業員何れかが下記以下
製造業、建設業、運輸業	3億円又は300人
卸売業	1億円又は 100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円又は 100人
小売業	5,000万円又は 50人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円又は 900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円又は 300人
旅館業	5,000万円又は 200人
その他の業種（上記以外）	3億円 又は300人



補助金額

[通常枠] 中小企業者等、中堅企業等ともに
【従業員数20人以下】 100万円～4,000万円
【従業員数21～50人】 100万円～6,000万円
【従業員数51人以上】 100万円～**8,000万円**



補助率

中小企業者等 **2/3** (6,000万円を**超える部分は1/2**)

中堅企業等 1/2 (4,000万円を**超える部分は1/3**)

補助金額その2

[緊急事態宣言特別枠]

【従業員数5人以下】 100万円～500万円

【従業員数6～20人】 100万円～1,000万円

【従業員数21人以上】 100万円～**1,500万円**



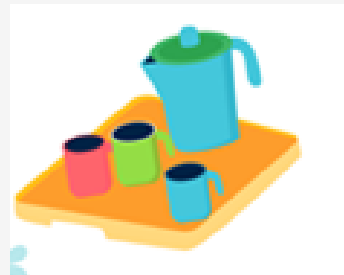
* 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けた事業者に対する措置。**地域や業種は問いません。**

<補助率> 中小企業者等 3/4、 中堅企業等 2/3

補助事業実施期間と補助対象経費

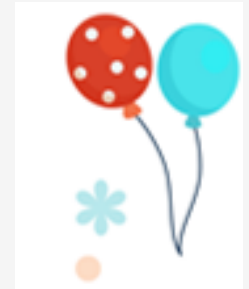
補助事業実施期間 交付決定日～12 か月以内（ただし、採択発表日から 14 か月後の日まで）

補助対象経費 建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費



補助対象事業の要件＜通常枠＞

①【事業再構築要件】 新分野展開、事業転換業種転換、業態転換又は事業再編のいずれかに該当する「事業再構築」であること



②【売上高等減少要件】 2020 年 4 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が、コロナ以前（2019 年又は 2020 年 1 月～3 月）の同 3 か月の合計売上高と比較して 10%以上減少かつ2020 年 10 月以降の連続する 6 か月間のうち、任意の 3 か月の合計売上高が同じく5%以上減少 ＊その他特例あり。

補助対象事業の要件 <通常枠>

③【認定支援機関要件】 事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること。補助金額が 3,000 万円を超える案件は認定経営革新等支援機関及び金融機関と策定

④【付加価値額要件】 補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均 3.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること

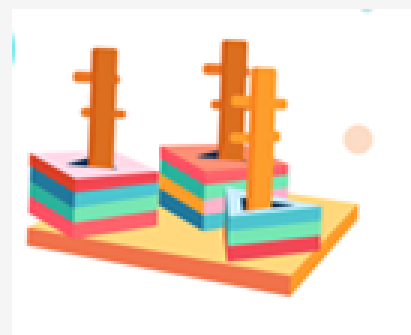


補助対象事業の要件 <緊急事態宣言枠>

<通常枠からの付加要件>

【宣言による売上高等減少要件】

令和 3 年の国による緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等による影響を受けたことにより、**令和3年 1月～8月のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で 30%以上減少**（又は付加価値額が45%以上）



事業再構築とは

新製品を製造し又は新商品・新サービスを提供する取組み

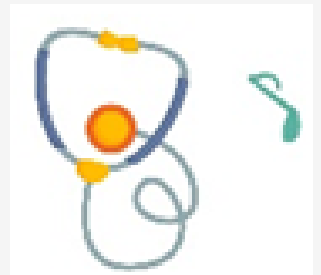
- ① **新分野展開** 主業種・主事業を変更せず、新市場進出
- ② **事業転換** 主業種を変更せず、主事業を変更
- ③ **業種転換** 主業種を変更。
- ④ **業態転換** 製品又は商品・サービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更。
- ⑤ **事業再編** 会社法上の組織再編を行い、新たな事業形態のもとに、①～④を行うこと。

•



応募の留意点その 1

- ① **連携事業もOK**。但し、補助上限額は同一であり、全事業者が応募要件を満たすこと。
- ② 補助金額が **1,000 万円超の案件**は、建物等の**施設又は設備に保険又は共済加入義務あり**
- ③ 「中小企業向け補助金 総合支援サイト **ミラサポ plus**」で事業財務情報を作成して提出
- ④ 財産処分や収益納付等も含め、**補助金等の返還額の合計は補助金交付額が上限**。



採択結果の傾向と分析

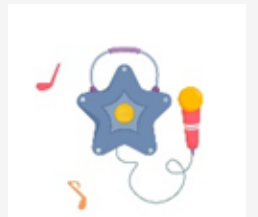
第2回公募の応募と採択結果

件数（単位：件数）	中小企業			中堅企業			合計
	通常枠	特別枠	卒業枠	通常枠	特別枠	V字枠	
①システムで受け付けた件数 （応募件数）	14,800	5,884	48	59	9	0	20,800
②うち、書類不備等がなく、 申請要件を満たした件数 （申請件数）	13,174	5,071	36	45	7	0	18,333
③採択件数	5,367	3,919	24	21	5	0	9,336

第1回公募の応募と採択結果

件数（単位：者数）	中小企業等			中堅企業等			合計
	通常枠	特別枠	卒業枠	通常枠	特別枠	V字 回復枠	
①システムで受け付けた件数 （応募件数）	16,897	5,167	80	71	14	2	22,231
②うち、書類不備等がなく、申 請要件を満たした件数 （申請件数）	14,783	4,315	69	60	11	1	19,239
③採択件数	5,092	2,859	45	12	7	1	8,016

①書類不備が第1回で13.4%、第2回で11.9%と高率②通常枠は、8000万円限度で、採択率は30～35% ③特別枠は、「緊急事態宣言枠」等を指し、1500万円限度で、書類不備がなければ80%近い採択率



応募の留意点その2

- ⑤ 補助事業実施期間に、契約、納入、検収、支払及び実績報告書提出等全手続き完了
- ⑥ 補助金の交付決定前であっても、事前着手承認を受けた経費は対象となる(令和3年2月15日以降の経費)
- ⑦ 公募要領にそぐわない事業や他の(過去又は現在の)国等の補助金等と同一又は類似内容の事業、他の法人・事業者と同一又は類似内容の事業及び虚偽の内容を含む事業は対象外



今後の公募スケジュール

第3回 9月21日公募締切 発表11月初中旬 **済**

~~~~~

第4回 10月中に公募開始、12月中下旬採択決定

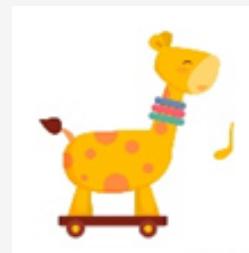
第5回 1月中に公募開始、3月頃実施予定





# 公募手続きの概要

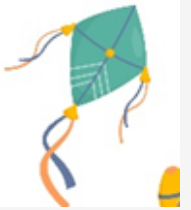
- ①**申請は電子申請のみ**(慣れないと手間がかかります)
- ②行政ID「**GBIZIDプライムアカウント取得**」を要します。(取得に1か月以上かかりますが、申請は**暫定プライムで申請可**)・・・交付申請時には取得を要します。
- ③**補助対象経費にならないもの**にご注意下さい。(不動産や車両の購入、書類作成・提出費用、自社人件費、原材料費、事務所家賃・経費等他)





# 採択に向けて(事業計画への必須記載事項)

|                |                    |
|----------------|--------------------|
| 現在の事業の状況       | 事業再構築の類型（指針を満たすこと） |
| 事業の強み・弱み・機会・脅威 | 他社差別化等競争力強化のしくみ・体制 |
| 事業環境           | 従業員解雇の際の再就職支援等配慮内容 |
| 事業再構築の必要性      | 事業のターゲットとなるユーザー    |
| 提供する製品・サービス    | 対象マーケット及び市場規模等     |
| 導入する設備、工事等     | 事業の価格的・性能的優位性・収益性  |



# 採択に向けて(事業計画への必須記載事項)

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 事業再構築の区分とテーマ     | 事業の課題やリスクとその解決法     |
| 事業再構築のビジネスモデル    | 事業化の時期・売上規模・量産化時の価格 |
| 投資建物の建設・改修の予定    | ＊必要により図表や写真を利用      |
| 機械装置等の型番、取得時期    | 取得する主な資産の名称、分類、取得価格 |
| 技術導入や専門家助言、研修の時期 | 資金調達計画（つなぎ資金調達含む）   |
| 詳細の事業スケジュール      | 収益計画(付加価値額算出根拠含む)   |



# 採択にむけて②（審査項目・加点項目）

## ＜適格性＞

補助事業として実現可能な計画

## ＜事業化点＞

- ① 人的、資金等資源確保可能性、
- ② 市場ニーズの存在、
- ③ 事業の優位性・収益性、
- ④ スケジュールの妥当性、
- ⑤ 事業の費用対効果、
- ⑥ 自社の資源を生かすなどシナジー効果が期待できる



# 採択にむけて②（審査項目・加点項目）

## ＜再構築点＞

- ① リスクのある思い切った再構築
- ② 事業再構築の緊急性が高い
- ③ 自社の強みや市場ニーズを踏まえたリソースの活用
- ④ 地域イノベーションに貢献できること

## ＜政策点＞

- ① 先端的なデジタル技術活用があること、
- ② ポストコロナのV字回復の有効な投資であること、
- ③ ニッチ分野での差別化、
- ④ 地域への経済波及効果あり、⑤ 事業連携による高い生産性と経済波及効果



# 申請にあたって揃える書類

- |                              |
|------------------------------|
| ①事業計画書(収益計画含むビジネスモデル15ページ以内) |
| ②認定経営革新等支援機関・金融機関の確認書        |
| ③コロナ以前に比べ売上等が減少したことを示す書類     |
| ④直近2年間の決算書                   |
| ⑤経産省「ミラサポPLUS」に入力した事業財務情報    |
| ⑥従業員数を示す書類                   |
| ⑦事業場内最低賃金を示す書類               |
| ⑧時短、外出自粛で売上が30%以上減少した証明書類    |
| ⑨2021年1～8月の月固定費が協力金を上回る証明書類  |
| ⑩その他加点对象の追加書類                |



採択を希望するできるだけ多くの  
事業者を採択に導くこと



# 連携の取組にあたって①

- (1) **採択を希望する事業者は**、採択条件や事業計画については**早めの面談を行うこと**。
- (2) 情報収集や書類作成に事業者・税理士法人・コンサルタントが**役割分担し、協力体制**を組むこと。
- (3) **疑問点は**、電子申請の方法を含め、事務局のコールセンター等に（なかなかつながりにくくても）**粘り強く確認**して明らかにしていくこと。





## 連携の取組にあたって②

（４）補助金は万事を尽くしても不採択になることはあります。①書類の不備、②ビジネスモデルとしての実現可能性の不足等々、そこで、**不採択でも粘り強く取組むマインドが必要です。**

（５）補助金は採択後も、交付申請から入金まで所定のエビデンスとなる書類をきちんと揃え、残すことが必須となるので、**採択決定後のメンテナンスを行う必要があります。**（基本、事業者にてご対応）





## 連携の取組にあたって③

（６）「事業再構築補助金」以外の補助金（事業承継・引継ぎ補助金やモノづくり補助金他）もしくみは同じです。  
金額の大小にかかわらず相談に乗ります。

（７）補助金は目的ではありません。「事業を成功に近づける手段」であることを理解しましょう。



**Good Luck !**

